

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について特名随意契約分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和5年度スポーツ情報発信事業業務委託(その2)	各種施策研究・調査	(株)トライアウト	4,999,500	令和5年10月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和5年度芸術創造館ショーケース事業企画運営業務委託	催事	アクティオ(株) 大阪支店	7,093,680	令和5年10月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	令和5年度日本橋観光バス乗降場における交通誘導警備業務委託(その2)	警備	アースセキュリティ(株)	5,570,796	令和5年10月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	—
4	令和5年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託	催事	(公社)大阪フィルハーモニー協会	6,291,000	令和5年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	浪速購買施設昇降機設備点検整備業務委託	機械設備等保守点検	日本エレベーター製造(株) 大阪営業所	23,272,370	令和5年10月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	大阪市立鶴見緑地プール昇降機設備点検整備業務委託	機械設備等保守点検	フジテック(株) 近畿統括本部	30,800,000	令和5年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	大阪市立鶴見緑地球技場昇降機設備点検整備業務委託	機械設備等保守点検	フジテック(株) 近畿統括本部	20,900,000	令和5年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	水と光を活かした東西軸の魅力創出事業(実証実験事業)にかかる企画調整・運営等業務委託	各種施策研究・調査	TSP太陽(株) 大阪支店	8,494,200円	令和5年11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
9	大阪・関西万博での参加国とのビジネス交流に向けたファムトリップツアー業務委託	旅行	近畿日本ツーリスト(株) 西日本支社	1,173,510円	令和5年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	別紙のとおり	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度スポーツ情報発信事業業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「第2期大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に行うきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

現在、スポーツ部では各種事業を実施しているが、これらの事業を効果的に実施するために本事業を行う。具体的には、スポーツ実施率向上に資する広報戦略作り、ポータルサイトや SNS を活用したスポーツイベント・教室情報等の年間を通じた情報発信や体を動かすきっかけづくりとなる事業を実施する。

魅力ある広報・イベントを実施するため、その運営において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かした手法の提案を受けることが望ましいことから、価格のみの競争入札をとらず、公募型プロポーザル方式を実施し、受注予定者を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、株式会社トライアウトを受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度芸術創造館ショーケース事業企画運營業務委託

2 契約の相手方

アクティオ株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公演・発表や講座受講等の機会を失った結果、活動の再開及び継続が困難となっている舞台芸術のアーティストを支援するために、舞台芸術活動のインキュベーション施設である芸術創造館の設備と指定管理者の持つノウハウを活用し「講座、発表、広報及びワークショップ」の一連の支援を行うことにより、アーティストが自立的に芸術活動を継続できる実力と実績を養ってもらうことを目的とするものである。

事業目的を効果的・効率的に達成するために、講座及び公演を通じて、演技や身体表現等の舞台芸術だけでなく、専門的な舞台設備（舞台・照明・音響）の知識や技術の習得を図り、今後アーティストが自分達だけで公演を行う力を養うと共に、アーティストがワークショップの講師となることで、劇団の売り込みや助成金申請等において必要な自己表現力を養い、自立的に活動を継続する力をつける事が必要である。

上記事業者は、アーティスト支援のノウハウを有しているだけでなく、芸術創造館の指定管理者として、管理運営に携わっている。

本業務では、芸術創造館の専門機材を使用することから、施設の設備の取扱いや状態について精通している必要があるため、指定管理者以外の者が使用すると、誤操作による不具合や故障が発生するリスクが高く、また、不具合や故障が発生した場合に、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由から、本業務委託の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、現行の指定管理者である上記事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度日本橋観光バス乗降場における交通誘導警備業務委託（その2）

2 契約の相手方

アースセキュリティ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、日本橋観光バス乗降場（以下「乗降場」という。）において交通誘導警備員を配置し、観光バスやその他利用者の誘導警備の実施や、観光バスの運転手に対して、周辺駐車場案内図等を配布し、速やかな車両の移動と周辺駐車場の利用を促すものである。

現在、乗降場では、契約管財局が令和5年2月に実施した事後審査型制限付一般競争入札により決定した上記事業者が、令和6年3月31日までを履行期間として上記の業務を実施している。

入札執行時点では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、乗降場を利用する観光バスの台数が少なく、また利用が回復する時期も見込むことが出来なかったが、令和5年4月以降、乗降場の利用は著しく回復しており、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準並みに戻っている。そのような中、令和5年8月10日に中国からの訪日団体旅行規制が解除されたことを受け、乗降場の利用がさらに増えると予想される。また、例年10月頃から利用台数が多くなる傾向があり、現在の契約での体制では対応が困難であることから、乗降場の交通誘導警備員を増員する必要があるが、体制を変更した場合の見込み金額が、現在の契約金額の2割を超える増加となることから、契約変更ではなく別途契約を締結する必要が生じた。

本業務は、観光バスの安全で円滑な交通環境の確保及び利用者の利便性を高めることを目的として実施していることから、複数の事業者と契約した場合、事業者間の配置体制の組み方が煩雑になり、安全性や円滑な業務の実施を損なう恐れがある。

以上の理由により、現在乗降場において誘導警備業務を履行中の上記事業者に本業務を実施させることで、安全かつ円滑に業務を履行できることに加え、打ち合わせ等の事前準備期間の短縮など本市にとって有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5156）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

本業務は、心豊かで生き活きとした芸術文化創造都市の実現を目指し、市民とくに青少年が芸術に親しむ環境づくりを行い、芸術文化が生活の一部となること、また、自ら芸術家を目指す者を育てるために、子供の頃から「身近で気軽に芸術文化にふれること」、「第一級の芸術にふれさせること」により、より豊かな感性を育み、生涯にわたって芸術文化に親しむきっかけとするため、市立中学生(吹奏楽部等に所属する生徒)と事業者が、本格的な音楽ホールにおいて共演コンサートを実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の提案は、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

随意契約理由書

1 案件名称

浪速購買施設昇降機設備点検整備業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3 随意契約理由

本設備は、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧するとともに、平成 21 年 9 月以降に建築基準法施行令の一部改正に伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置及び耐震性能の強化（釣合おもりの脱落防止等措置）が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3792）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鶴見緑地プール昇降機設備点検整備業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立鶴見緑地プールに設置されている昇降機設備が既存不適格であり、事故及び震災への対策が不十分であることから、現行法（建築基準法）の基準を満たすため、点検整備業務を委託するものである。

本設備は、プール室と繋がっているため、設備を構成する部品の各所で塩素による劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧するとともに、平成 21 年 9 月以降に建築基準法施行令の一部改正に伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置及び耐震性能の強化（釣合おもりの脱落防止等措置）が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鶴見緑地球技場昇降機設備点検整備業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立鶴見緑地球技場に設置されている昇降機設備が既存不適格であり、事故及び震災への対策が不十分であることから、現行法（建築基準法）の基準を満たすため、点検整備業務を委託するものである。

本設備は、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧するとともに、平成 21 年 9 月以降に建築基準法施行令の一部改正に伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置及び耐震性能の強化（釣合おもりの脱落防止等措置）が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

水と光を活かした東西軸の魅力創出事業（実証実験事業）にかかる企画調整・運営等業務委託

2 契約の相手方

T S P 太陽株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本事業は、万博開催時に水辺の賑わいを演出する水と光のコンテンツを設置することで民間事業者によるクルーズ就航を促進し、利用者が景観やエンターテインメントを楽しめる観光クルーズの乗船機会を十分に提供することを目的としている。

今年度は、コンテンツ設置に向けた周辺環境等調査を実施し、実証実験によって新たな観光クルーズ創出に向けた課題を検証する。

事業目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用すべく、広く事業者を募集し企画提案型の委託事業として実施することから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を選定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、当該事業者との随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課水辺担当（電話番号 06-6210-9311）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪・関西万博での参加国とのビジネス交流に向けたファムトリップツアー業務委託

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本業務は、令和6年1月25日・26日に本市が指定する参加国の大使館・領事館等の
商務官などビジネス交流が期待できる実務者を大阪に招聘し、ファムトリップツアー
(以下「ツアー」という。)を実施するため、ツアーにかかる移動手段、食事先、宿泊
先の手配及び逐次通訳等を委託したものである。

本業務を受注する事業者を決定するため、「事後審査型制限付一般競争入札」に付し
た結果、予定価格の超過により落札者が決まらず、同日中に再度の入札を行った結果も、
有効となる応札がなかったことから、入札を打ち切った。

ツアーに招聘する実務者の参加は既に決定しており、万博会期中のビジネス交流を
成功させるためにも、本業務を実施する必要があった。また、令和6年1月25日から
のツアー実施にあたり、通訳、バス、食事先、宿泊先等の確保等を早期に行う必要があ
ったことから、早急に受注者を決定し、契約を締結する必要があった。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入
札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に基づき上記事業者と随意
契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9834）